

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 東 成 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年2月14日（水） 午後2時00分から 午後3時00分までの間
開催場所		大阪府東成警察署 講堂
出席者	委 員	清水会長 奥村委員 鈴木委員 岡本委員 藤本委員 前田委員 菅田委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 地域課長代理 刑事課長代理 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長あいさつ 本日は大変お忙しい中、皆さんお集まりいただきまして、ありがとうございます。 新しい年が始まりまして、早々に能登の方で大きな地震があり、現地へ出動された方の経験談をお話いただけるということで、本日は関心を持って出席している次第です。 実際に被災された方々に対しては、我々も悲痛な思いでありますし、何かできることがあれば協力していきたいと思うところでございます。 天災というのは、いつ来るか分からないので予測することはできないのですが、備えるということは大事だと、我々も災害訓練をやっている時によく言われます。 何が起こるか分からないが、起こった時にはどうしたら良いのかを、常に自分の中で準備をしておくことが、万が一の時に対応策となります。 そういう意味では、強盗や事故に遭遇することについて、ある意味神経質になり過ぎるのは如何なものかと思いますが、やはりそういう事を想定し意識を持って事前準備をすること、そうならないための努力を惜しまないことが大切だと感じております。 我々にとって少し気になることは、先日、大阪市内のスーパーで強盗事件が発生したことです。 強盗という言葉自体が、ちょっと久しぶりに聞くというくらい我々の身近で発生が無かったのが現状でした。 こういう事件が発生すると、同じような犯罪が続くというケースが心配されますが、そうならないために我々はどうするべきなのか。 現場へいきなり来る犯罪者もあるでしょうけど、大抵の犯罪者は現場

の下見をするというケースが多いと聞いております。

そうすると、日頃から犯罪者に下見をされても、我々が普段から隙のない環境づくりを心掛けることが、強盗等の被害に遭わないための施策だと思います。

そのためにも過去の事例等を参考にして、我々が一緒にきっちりと自分の周りを見渡して整理することが大切だと思います。

安全安心なまちをいつも目指していただいている警察署の皆さんと共に、我々もしっかりと力を合わせて、安全安心なまちをより一層強固なものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

2 署長あいさつ

本日は大変お忙しいところ、令和5年度第3回の東成警察署協議会へ出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年も1月があつという間に過ぎ、2月も半ばということで、私達もこの体制となって3月で1年となります。

この1年を振り返ってみますと、6月には逮捕術大会で優勝、10月には剣道大会で第3位、1月には実業団駅伝大会で第4位、そして来週2月22日に行われます柔道大会ではもう優勝しかないという気持ちで、現在必死に頑張っております。

また術科面だけでなく、昨年1年間における東成警察署の実績として、本部から警務部門において警察署トップということで賞状をいただき、また2部門で賞誉をいただくということで、署員の士気も高く、1年間しっかり頑張ってくれました。

その他に、能登半島における震災に関しては、当署から直轄警察隊が現在も出動しております。電気ガス水道が止まっている現場へ、2回目の出動となりますが、隊員が皆必死になって頑張ってくれております。

本日の協議会におきましても、しっかりと委員の皆様からの御意見を受け止めて、東成区民の方が安全で安心して暮らしていけるまちにするために、今年も署員一丸となって頑張っていきますので、よろしくお願いします。

3 報告事項

能登半島地震における広域緊急援助隊の活動について（警備課長）

4 議事

(1) 地区で開催するイベントでの交通規制に関する質問について

【委員】

私が住む地区では、毎年10月末ころに「ハロウィンパーティー」を開催しております。

これは、地区の子ども達がスタンプラリー形式で各家庭を訪問し、お菓子をもらうというイベントです。

大勢の子ども達が、約 1 時間ぐらい地区周辺を歩き回ります。

ところが、中央大通りから中道八阪神社へ抜ける道路は、幅員が狭い割に車の通行量が多く、子ども達が歩くのに危ないと感じています。

このような地区のイベントを開催する際には、警察に対して何か申請・届出をしておくべきなのでしょうか。

また、警察の方で車の通行量を制限する施策等について、検討の余地はないでしょうか。

警察の見解をお聞かせください。

【警察】

○ 道路上で工事やイベントを行う場合には、警察署長の許可を受けなければならないと道路交通法で定められておりますが、これは交通の妨害となるおそれがある場合であって、例えばウォークラリーのような一般の通行の範囲で実施されるものについては、警察署長の許可は必要ありません。

○ 祭礼行事では、警察署長の交通規制を実施して、歩行者を保護するために関係車以外の車の通行を制限することがありますが、天神祭や十日戎といった大規模で不特定多数の人が集中するような場合に限られます。

この署長規制は、一般通行車両に大きな負担を強いるものとなりますので、地元住民との調整や迂回路の確保、交通誘導員の配置等が必要となるほか、事前の警備計画や役割分担、連絡体制等を整えて警察に提出していただきます。

○ 委員御質問の「ハロウィンパーティー」について、規模や通行場所等大まかな内容を伺ったところ、参加者は大人と子どもが半数ずつで 400 人、中央大通りから八阪神社への南行きを通行する際に、車との接触が懸念されるとのことでした。

確かに、この道路は道路幅の割に交通量のある道路であり、400 人が楽しくおしゃべりしながら歩くというのは危険が伴いますので、例えば別の経路を選択するとか、何グループかに分けて時間差で少人数で移動するという方法を、一度検討してみてもはどうでしょうか。

また、参加者には道路を歩く危険性を十分周知させた上、半数が大人ということであれば、子どもが道路に飛び出さないように安全を確認しながら歩く役割を付与し、責任を持ってもらうことも重要ではないかと思います。

そのような工夫をすれば、通常の交通のもとで実施することができますし、道路使用許可を受ける必要もありません。

そのほか、ドライバーへの注意喚起の看板設置などの方法も考えられますので、今年の実施を計画される際に、交通規制係のほうに相談していただければ、具体的にアドバイスをさせていただきます。

(2) 深江北 3 丁目地区の夜間帯に関する要望について

議 事 概 要	【委員】 東成区深江北３丁目付近は、町工場や倉庫が建ち並び、複数のワンルームマンションが立地している地区なので、日中は多数の人通りがあるのですが、夜間帯には一気に人通りが減り、時々不審な人が徘徊しているようなので、この地区における夜の一人歩きは怖くて仕方ありません。 よくパトカーが、深江北３丁目地区の道路に停車して警戒してくれているのを見かけるのですが、それでも同じ地区に住む住民同士の間で、夜間帯の一人歩きに不安を感じるとの話題がよく上ります。 そこで、このような地区があることを警察でも把握されているのであれば、警察がどのような取り組みをなされているのか、また住民としてどんなことに注意すればよいのか、警察の見解を聞かせて下さい。 【警察】 深江北３丁目地区は神路交番の受持ち区域になります。 神路交番勤務員は、深江北３丁目地区で夜間帯の人通りが少なくなることや、町工場や倉庫が多くあることから銅線などの資材及び工具類を狙った窃盗事件の予防・検挙、併せて同地区にある東深江公園に少年が、い集することがあるので、防犯指導や補導のため、パトロールを強化しています。 警察としましては、事件・事故の発生状況、女性や子供を狙う犯罪の予防、深夜の人通りが少なく犯罪が発生するおそれのある地域等を考慮し、駅から学校や住宅街に通じる通勤通学路、深夜の工場街等のパトロールに当たっています。また、夜間帯等に徘徊する者や長時間駐車する車両に対しては、積極的に職務質問を行い、地域の方が安心して暮らせるまちづくりに努めております。 もし、不審な人が夜間にウロウロと徘徊しているのを見た場合等は、遠慮なさらずに110番又は東成警察署に通報して下さい。 こういった地域住民の生の声が地域の情勢の把握につながり、警戒活動の参考にもなります。 また、大阪府警が配信する安まちメールでは不審者情報を始め、特殊詐欺情報等、身近な情報を発信していますので、是非安まちアプリを登録していただき、活用して下さい。
---------	---